

「(仮称)市民参画と協働の推進条例の全体構成のたたき台(正副委員長案)」の検討用資料

資料6
H22.8.3

構成	主な項目	札幌市（市民まちづくり活動促進条例等より抜粋）	千葉市（市民参加及び協働に関する条例より抜粋）	西宮市（参画と協働の推進に関する条例より抜粋）	栗東市（市民参画と協働によるまちづくり推進条例より抜粋）	
総則	前文				美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ…	
	目的	(目的) 第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市民参加及び協働に関し基本的事項を定めることにより、市民参加及び協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立ち、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。	
	定義	(定義) 第2条 この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいう。 (2) 協働 市民及び市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいう。 (3) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) パブリックコメント手続 市の施策(議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号及び第7条第1項において同じ。)の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。 (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。 (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。 (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。 (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する人 イ 市内に通学し、又は通勤する人 ウ 市内において事業又は活動を行う人 エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体 オ 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。 カ 市 市長その他の執行機関をいいます。 (2) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。 (3) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。 (4) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。 (5) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動 (6) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。 (7) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。	
参画	参画全般				(市民参画の機会) 第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前から市民参画を求めなければならない。 (市民参画の対象) 第10条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次に掲げるとおりとします。 (1) 本市の憲章、宣言等の策定及び変更 (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更 (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃 (4) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。) (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。 (1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの (4) 市の内部の事務処理等に関するもの	
		(市民参加の手続) 第6条 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)への付議、ワークショップ(市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。 2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めるものとする。	(市民参画手続) 第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければならない。 (1) 審議会その他の附属機関による審議 (2) 意向調査の実施 (3) ワークショップ(市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。)の開催 (4) 意見交換会の開催 (5) パブリックコメント(意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。)の実施 2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければならない。 3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければならない。 4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。 (市民参画の結果の公表) 第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。			

構成	主な項目	札幌市(市民まちづくり活動促進条例等より抜粋)	千葉市(市民参加及び協働に関する条例より抜粋)	西宮市(参画と協働の推進に関する条例より抜粋)	栗東市(市民参画と協働によるまちづくり推進条例より抜粋)
	重要な参画の方法 (パブリックコメント)		<p>(パブリックコメント手続の対象)</p> <p>第7条 実施機関は、次に掲げる施策(実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。)についてパブリックコメント手続を実施しなければならない。</p> <p>(1) 市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更</p> <p>(2) 市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 迅速性又は緊急性を要するもの</p> <p>(2) 実施機関に裁量の余地がないもの</p> <p>(3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの</p> <p>(5) 附属機関等がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの</p> <p>(6) 軽微なもの</p> <p>(パブリックコメント手続の実施)</p> <p>第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。</p> <p>3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。</p> <p>4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表するものとする。</p> <p>5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(意見提出手続)</p> <p>第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更</p> <p>(2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更</p> <p>(3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃</p> <p>(4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃</p> <p>(5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 軽微なものであるとき。</p> <p>(2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。</p> <p>(3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。</p> <p>(4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。</p> <p>(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。</p> <p>3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。</p> <p>4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。</p> <p>5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。</p> <p>6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。</p>	
	(審議会等)			<p>(附属機関等)</p> <p>第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。</p> <p>(2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。</p>	
				<p>3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合</p> <p>(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合</p> <p>(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合</p> <p>4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことによりやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。</p>	

「(仮称)市民参画と協働の推進条例の全体構成のたたき台(正副委員長案)」の検討用資料

資料6
H22.8.3

構成	主な項目	札幌市 (市民まちづくり活動促進条例等より抜粋)	千葉市 (市民参加及び協働に関する条例より抜粋)	西宮市 (参画と協働の推進に関する条例より抜粋)	栗東市(市民参画と協働によるまちづくり推進条例より抜粋)
協働	協働全般	(市の支援体制) 第8条 市は、市民まちづくり活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 2 市は、市民まちづくり活動の促進に関する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。 3 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域における市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。	(協働の推進) 第10条 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。 2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。	(協働の推進) 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。 (コミュニティ活動の推進) 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。	(協働の推進) 第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。 2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。
	活動推進 (相互支援)	(情報の支援等) 第9条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。 2 市は、市民自らが行う市民まちづくり活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。 3 市は、市民まちづくり活動に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (財政的支援) 第12条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。 (寄附文化の醸成) 第13条 市は、市民、事業者等による市民まちづくり活動に対する資金的支援が活発に行われ、市民まちづくり活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。 (基金) 第14条 市は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民まちづくり活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民まちづくり活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。 (市民まちづくり活動の場の支援等) 第11条 市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民まちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民まちづくり活動の場の支援に努めるものとする。			
	人材育成	(人材の育成支援) 第10条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民まちづくり活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。			
	説明責任	(事業報告書の提出及び閲覧等) 第16条 前条第1項の資金の助成を受けて市民まちづくり活動を行うものは、当該助成の対象となる事業が終了したときは、別に定めるところにより当該事業の実施状況の報告に係る書類を速やかに市長に提出しなければならない。 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書類について、当該市民まちづくり活動を行うものに報告又は説明を求めることができる。 3 市長は、第1項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。 4 市長は、毎年1回、基金の積立て状況及び前条第1項の資金の助成の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。			
推進のための制度	拡充の仕組み	札幌市自治基本条例より (区におけるまちづくり) 第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。 3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。			
				(協働事業提案手続) 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。	(協働事業提案制度) 第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。 2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。
その他	条例見直し				(条例の見直し) 第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの
	委任	(委任) 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		(委任) 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めません。